就労証明書記入上の注意　（自営業以外の方は必ず勤務先に記入をお願いしてください）

裏面

就労証明書

文京区長　文京区教育委員会　宛

不明な点は記入担当者に照会させていただくことがあります。予めご了承ください。
記入担当者が海外在勤の場合は、メールアドレスもご記入ください。

証明日	西暦	2024	年			
事業所名	株式会社ぶんきょう					
代表者名	文京　太郎					
所在地	文京区春日1-16-21					
電話番号	03	—	3812	—	7111	
担当者名	後楽　一郎					
記載者連絡先	03	—	5803	—	1190	

押印は不要です。
有効期限は証明日から３カ月です。

【No.３　雇用期間等】
雇用期間は無期、有期問わず、必ずご記入ください。
自営業の方は開業日等をご記入ください。

【No.５　雇用の形態】
自営業の方（自営業主・家族従業者等）のうち、雇用保険に加入されている方は、No.１８の備考欄に、「雇用保険加入有」の旨をご記入ください。

【No.６　就労時間】
正規（雇用契約上）の就労時間を記入してください。
取締役などのため、所定労働時間が無い方（記載が難しい方）は、別紙「就労状況申告書」を併せてご提出ください。

【No.７　就労実績】
・直近３カ月分を記入してください。産休中・育児休業取得中の方は、産休に入る前の3カ月（産休に入った月を除く）を記入してください。
・新規採用等で就労実績が無い場合は、空欄で構いません。
・１時間未満の端数（分・秒）は切り上げてください。

【No.９　育児休業の取得】
【No.１１　復職（予定）年月日】
育児休業中の方は、記入した復職予定日と実際の復職日が異なっていても差し支えありません。ただし、保育所等に入所した場合は、入所月の末日までに復職してください。

【No.12 育児のための短時間勤務制度の利用有無】
育児短時間勤務制度の利用が確定している場合に記入してください。利用の有無や勤務条件が未確定の場合は、記入不要です。
なお、育児短時間勤務制度を利用する場合でも、**週の勤務日数に変更がなく**、次のいずれかに該当するときは、短縮前の正規の就労時間（上記「6. 就労時間」）に基づいて指数を決定します。
① １日の就労時間の短縮が2時間以内の場合
② 短縮後の１日の就労時間が6時間以上の場合

【No.17　単身赴任期間（予定含む）】
単身赴任の場合は、その期間をご記入の上、単身赴任先をNo.１８備考欄にご記入ください。

【その他注意事項】
- 訂正する場合は二重線で訂正してください。修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。
- 記載事項に虚偽があった場合、入園（継続）申請及び認定は無効となります。また、在園者は退園となる場合があります。
- 「自営業者（三親等内の親族経営含む）」または「役職（代表取締役等）がある方」は、開業届、謄本（履歴全部証明書）、資格証明書等のうちいずれか１つを併せてご提出ください。
- 「複数勤務の方」、「取締役等のため所定労働時間が無い方（就労証明書に就労時間を記載することが困難な方）」は、勤務先全ての就労証明書と併せて、別紙「就労状況申告書」の提出が必要となります。
- 就労証明書の様式は文京区HPよりダウンロードできます。
- ご不明点がある場合は、別紙「記載要領」・文京区HPの「よくある質問」をご確認ください。

よくある質問　　申請書ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ

問い合わせ先：文京区幼児保育課入園相談係　　TEL：03-5803-1190